

# <指定難病 医療費助成制度に関するお知らせ> 軽症高額特例について

「軽症高額特例」とは、下記（◆）の両方を満たす方を指定難病の医療費助成の対象とする制度です。

- ◆ 国の定める指定難病と診断されているが、病状の程度が「重症度分類」の基準を満たさない。
- ◆ 医療費助成の申請をする月以前の12か月以内（①）に、指定難病に係る医療費総額（10割）が33,330円を超える月が3回以上（②）ある。

※新規・更新ともに、申請時にこれらの要件を満たす方は「軽症高額特例」の対象となります。

## ①の期間について

申請日の属する月から起算して12か月前の月、または指定難病を発症したと難病指定医が認めた月を比較して、いずれか短い方の期間が対象となります。この期間より前は対象となりません。

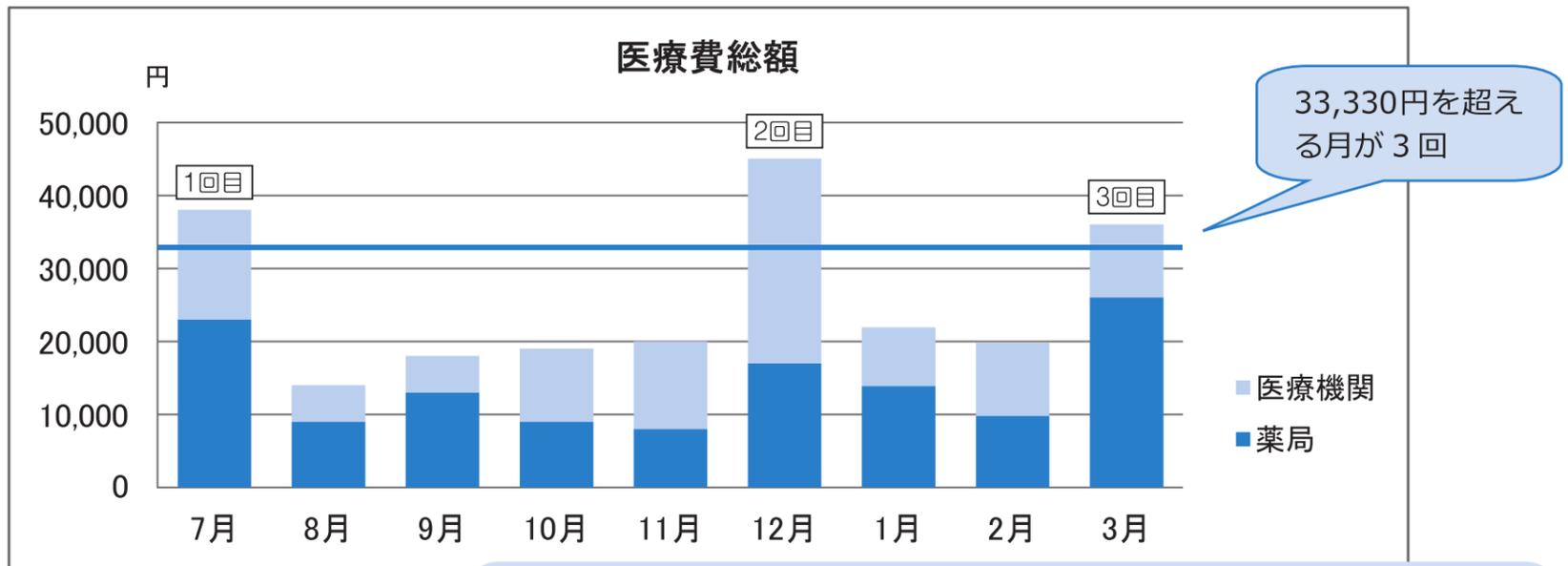
- 【例】 ・医療費助成の申請をした月 : 平成29年3月  
 ・指定難病を発症した月 : 平成28年7月

平成28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月
12か月前			発症								申請

この場合、平成28年7月～平成29年3月の間が対象となる期間です。

## ②の医療費総額について

指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3回以上とは、下記の図のような場合です。



「医療費総額 33,330円を超える」とは、概ね下記の窓口支払額になります。

- |      |         |                    |
|------|---------|--------------------|
| 医療保険 | 3割負担の場合 | 自己負担額が月に 10,000円以上 |
|      | 2割負担の場合 | 自己負担額が月に 6,670円以上  |
|      | 1割負担の場合 | 自己負担額が月に 3,340円以上  |

### 【注意】

- 一旦認定された方でも、治療により症状が安定した方は、次の更新時には重症度分類を満たさない可能性があります。その場合は、**更新申請**の際「軽症高額特例」に該当するかどうかを確認の上、必要書類を添えて同時に申請してください。
- 申請には、指定難病の医療費であることが分かる領収書、診療明細書等が必要です。

～詳細については、住所地を管轄する各健康福祉センター（保健所）にお問い合わせください。～